

第 5 6 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に、「第 1 条第 3 号」を「第 1 条の 2 第 3 号」に改め、同条第 4 項第 2 号中「支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改める。

第 1 5 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 6 . 2 8」を「1 0 0 分の 6 . 0 2」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 5 4」に改め、同条第 2 号中「3 万円」を「3 万 6 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 4 6」に改める。

第 1 5 条の 1 2 第 1 号中「1 0 0 分の 2 . 2 3」を「1 0 0 分の 2 . 3 4」に改め、同条第 2 号中「1 万 2 0 0 円」を「1 万 8 0 0 円」に改める。

第 1 6 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 1 . 6 6」を「1 0 0 分の 1 . 7 9」に改め、同条第 2 号中「1 万 4 , 1 0 0 円」を「1 万 5 , 0 0 0 円」に改める。

第 1 9 条の 2 第 1 号中「当該資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を「当該資格を喪失した日の前日」に改め、同号ア中「2 万 1 , 0 0 0 円」を「2 万 1 , 4 2 0 円」

に改め、同号イ中「7, 140円」を「7, 560円」に改め、同号ウ中「9, 870円」を「1万500円」に改め、同条第2号ア中「1万5, 000円」を「1万5, 300円」に改め、同号イ中「5, 100円」を「5, 400円」に改め、同号ウ中「7, 050円」を「7, 500円」に改め、同条第3号ア中「6, 000円」を「6, 120円」に改め、同号イ中「2, 040円」を「2, 160円」に改め、同号ウ中「2, 820円」を「3, 000円」に改める。

附則第4条（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成25年度及び平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例）

第7条 平成25年度及び平成26年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

（1） 平成25年度 平成24年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の50に相当する金額

（2） 平成26年度 平成25年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の25に相当する金額

- 2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第12条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2及び附則第7条の規定は、平成25年度分の保険料から適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率等を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。